

報告1 酒々井町行財政改革大綱（集中改革プラン）について

行財政
改革

これまでの成果と問題点を踏まえ
新たな大綱を策定します



平成17年度に集中改革プランを策定≫推進

平成18年3月にこれまでの行政改革大綱を改定し、集中改革プランを策定しました。これは、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受けて策定したもので、平成17年度を起点として5年間の計画であります。改革を実現するためのキーワードとして「効率的な行財政運営」と「健全な財政基盤確立」があり、この大きな2つの柱の下に13の重点項目を掲げて推進してきました。



集中改革プラン
(72項目中)

達成できたもの 65件
達成できなかったもの 7件

集中改革プランには、具体的な数値目標を定めた72の実施項目があります。当初計画以上、あるいは当初計画どおりに達成されたものが65件、当初計画どおりに達成できなかったものが7件となりました。主な項目を挙げますと、計画以上に達成したものは、職員数の削減、特別職給料の減額、時間外勤務の抑制、計画どおりに達成したものは、町議会議員の定数の見直し、文書等の郵送方法の見直し、広報・ホームページの有料広告の実施、達成できなかったものは、町議会本会議の状況を中継等により公開、人事評価制度の導入、水道ビジョンの策定、町体育館使用料の見直し、印鑑条例・手数料条例の一部改正、窓口証明事務の一部委託化、総合公園球技場使用料の見直しといった項目です。

強固な行財政システムの構築へ

これらの取り組みにより、経費の節減合理化等に一定の成果を上げたところですが、新たな行財政改革に向けて、集中改革プランで必ずしも十分でなかったところを中心に計画したいと考えています。行財政の更なる効率化・スリム化を図るため、質的な向上、特に組織・職員の質の向上を図り、強固な行財政システム構築に向けた行財政改革に取り組んでいきます。[問合せ：総務課☎496-1171 内線213]



報告2 町内の放射線量状況及び対策について



高放射線量低減対策対応方針を策定

対策基準値は0.23^{マイクロシーベルト}μSv/h



酒々井町では東京電力福島第一原子力発電所の事故による環境汚染対策として6月に放射性物質庁内関係課長会議を設置し、放射線量の測定を始めとし、各種の調査、検討を行ってまいりました。

－酒々井町は国の示す基準値未満です－

当町の大気中の放射線量については、平成23年6月から酒々井消防署の協力により測定を行い、8月以降は酒々井消防署が使用しているミリオンテクノロジー社製のRDS-30を町で購入し、保育園、小中学校、公園等の公共施設及び私立幼稚園の測定を町が定期的実施しています。



各公共施設及び私立幼稚園の10月中の放射線量は毎時0.04から毎時0.23マイクロシーベルトですが、この毎時0.23マイクロシーベルトは継続性のあるものではなく一時的な数値で国の基準を下回っています。

11月中（17日現在）の放射線量は毎時0.06から毎時0.22マイクロシーベルトで、いずれも環境省が示す毎時0.23マイクロシーベルト未満です。

また、酒々井町は文部科学省による航空機モニタリングの調査結果からも面的（広範囲な地域）に年間1ミリシーベルト未満であることから、面的（広範囲な地域）な除染実施計画を策定する必要がない地域とされています。

－国より厳しい基準で、高い放射線を示す箇所は低減対策を実施します－

しかしながら、側溝や雨樋など局所的には周辺より放射線量の高い箇所の存在も考えられることから、酒々井町では高放射線量低減対策対応方針を策定し、子どもが多く利用する保育園、幼稚園、小中学校、公園などの施設を優先的に測定し、測定の結果、高い放射線を示す箇所を発見したときは清掃や洗浄などの低減対策を実施します。また、状況に応じては立入り制限などの措置も実施します。

なお、国が周辺より放射線量の高い箇所の基準を地表から1メートルの高さで毎時1マイクロシーベルト以上としているのに対し、町の方針では、保育園、幼稚園、小中学校、公園など子どもが多く利用する施設について、地表から50センチメートルの高さの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト以上の数値が示された場合とし、国よりさらに厳しい基準を設け対応することとい



たしました。更に、子供が直接触れる保育園や公園の砂場については、地上5センチメートルでの計測を行い、0.23マイクロシーベルトを越えるものについては、低減策を講じていきます。



今後、定点測定を継続していくとともに、これとは別に周辺より放射線量が高い箇所が存在調査のため、町内の各施設及び通学路の局所的な測定を実施するよう指示し、それぞれの施設で複数の箇所を測定することとなり、膨大な箇所数になるため、各課1名ずつ職員を選任し取り組むこととしました。

測定結果及び低減対策の実施状況については、町のホームページ等で随時公表します。

－町の農産物・水道水から放射性物質は不検出でした－



また、当町の農産物の10月以降の放射性物質検査につきましては、10月に「さやいんげん」、「ねぎ」、11月に「ブロッコリー」の検査を実施したところ、農産物の検査結果は放射性ヨウ素、放射性セシウムは共に不検出でした。



今後の検査は、12月に「大豆」、「ダイコン」を、1月に「ハクサイ」を、2月に「ゴボウ」を、3月には「ニンジン」の農産物の検査を予定しています。

水道水についても検査結果は不検出ですが、万全を期すため現在は印旛広域からの表流水の受水を停止し、100パーセント地下水で対応していますので安心して酒々井町の水道水をご利用いただきますようお願いいたします。

－学校給食の安全を図ります－



なお、学校給食の食材については、納入業者に安全性を確認していますが、安心を深めるため11月下旬に北関東産の野菜を検査機関に出したところです。

今後も、より児童生徒の食の安全を図るため検査を予定しています。

また、現在「食品放射能計測装置」の購入をすべく本議会に上程して参りたいと考えています。

－測定器を貸出しています－



さらに、町民の皆さまが身近な生活環境の放射線量を把握できるよう放射線測定器の貸出しを23年12月5日から実施しており、11月25日に新聞折込した臨時放射線情報の号外版でお知らせするとともに、同日付けで各自治会に回覧したところです。

なお、放射線測定器の貸出しや食品の測定については、平成24年の広報ニューシスイ1月号でもお知らせします。

[問合せ：生活環境課 ☎496-1171 内線 342,343]

報告3 東方沖（房総沖）地震に備えて



いつでもどこでも起こりうる大地震

「減災」を基本に

防災体制の整備を図ります



—東日本大震災— 耐震化への取り組みにより町の被害は最小限

先の3月11日の東日本大震災では、世界中がその甚大な被害に驚き、また、改めて我々生活の営みが、大地震と津波の同時発生という自然の驚異にさらされている現実を思い知らされたところです。

町内の被災状況は、住宅等においては、全・半壊ともそれぞれ1件ずつですが、屋根瓦や壁の剥落など一部損壊にあっては199件（12月2日現在）に及びます。また道路、公園、上下水道、小中学校、中央公民館、町体育館等の公共施設や文教施設、その他酒々井ちびっこ天国などにも大なり小なりの被害を受けました。

今思えば、3月11日時点において、前年度に酒々井小学校体育館を改築し、また町内の小・中学校校舎の耐震改修工事も完成していた状況を顧みると、被害を最小限に留めることができ、安堵したところです。



小学校 耐震化

—マグニチュード7 大地震90%の確率で発生??—

しかしながら、今後とも断続的な地震は起きる可能性があり、さらに先月末に政府の地震調査委員会が地震発生確率の長期予測を発表しましたが、それによると三陸沖から房総沖にかけて、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が30%程度の確率で発生し、マグニチュード7クラスでは茨城県沖で90%の大きな確率で発生すると言われていています。私達の地下では、不感地震（微動震）が絶えず繰り返されています。いつどこでも起こりうる大地震に対する備えの重要性を強く感じています。

非常口



—今年度末 町有施設の耐震化88.5%完了—

町では平成22年度に酒々井町耐震改修促進計画を策定するとともに、町内各地域の地震特性や、もしもの時の避難場所、建物の耐震診断の必要性等を地震ハザードマップにまとめて全戸に配布いたしました。今後とも起こりうる大地震に備えて、引き続き公共施設の耐震化に努めるとともに、耐震性に問題があるとされる昭和56年以前の民間建築物、特に木造住宅については、これまでの耐震相談や啓発に加えて、個々の耐震改修工事に対する補助金等の支援も踏まえて対策を強化することにより、耐震化を促進したいと考えています。

具体的に公共施設の耐震化については、今年度中に中央保育園、同和集会所及び消防機

庫の耐震改修工事を行い、今年度末には全町有建築物61棟あるなかで54棟(88.5%)が、耐震化になる見込みです。

また、役場庁舎は現在耐震診断を実施しているところであり、結果を踏まえて平成24年度に耐震設計、平成25年度に改修工事を行う予定です。また、中央公民館は平成24年度に耐震診断を行う予定です。

－昭和56年以前木造住宅の耐震化－ ご相談ください

昭和56年以前の木造住宅等については、広報への特集掲載、対象建築物所有者への個別訪問によるアンケートの実施、さらに窓口での相談や簡易な耐震診断を行っており、11月末現在で相談件数は66件、簡易診断を行った件数は53件となっています。本年度創設した住宅リフォーム助成制度を利用して、耐力壁設置等簡易な耐震対策も可能です。

さらに、来年度からは耐震診断や改修工事に対して補助金を交付することを検討しています。[問合せ：まちづくり課☎496-1171 内線154]



－本部機能・避難施設・道路などを整備・拡充します－

また、大地震に対する備えとしては、いざ大地震に遭ったとき、発災時の対策も重要と考えています。避難施設の整備や拡充はもとより、本部情報機能の整備、避難・救援活動を円滑にするための市街地と市街地・各避難所を連絡する道路や通路の整備なども検討してまいりたいと考えています。

また、本年3月12日に発生した長野県栄村の震度6強の断層性直下型地震では、栄村の村長さんから直接お話しを伺いましたが、地盤が安定した新築の家屋では倒壊しなかったこと、ただし、家具等の転倒、室内のものが散乱したことなど、この体験から家具等の転倒防止などの対策が減災に役立つことが改めて分かりました。そこで、防災計画に先行して、来年度から転倒防止の金具等の補助を行ってまいりたいと考えています。

「減災」 -いかに被害を少なくするか、受けても小さなものにするか-

東日本大震災や長野県北部地震などにより、あらためて自然災害の恐ろしさを見せつけられ、人がつくる防災体制のあり方や発生後の体制に万全はないことを教えられておりますが、未曾有の大震災を経験し、災害被害をできるだけ少なくするような対策を事前にいかに進めておくかが、現在求められているのではないかと考えています。

いかに被害を受けないように、受けても小さなものにするか、いわゆる「減災」を基本として、酒々井町における防災体制のさらなる整備の必要性を強く感じており、現在策定中の防災計画の見直しに反映させてまいりたいと考えています。

